

いばらき業務改善奨励金 申請に関するよくあるご質問

Q1 事業場内最低賃金を30円上げれば県奨励金の対象となるか。

A1 国の業務改善助成金を申請していない場合、先に国助成金の申請を行い、交付確定・支給決定通知を受ける必要があります。なお、県奨励金の対象要件は以下のとおりです。

①：以下ア、イのいずれかの要件を満たすこと

ア：2024年1月から9月までに、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、引上げ後の額が990円以上になること
(従業員50人未満の事業場については、2023年4月以降の賃上げから対象)

イ：2024年10月1日以降に、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、引上げ後の額が1,040円以上になること

②：業務改善助成金（国）を活用すること

※茨城労働局から2024年1月以降に業務改善助成金の交付決定を受け、県への申請までに交付確定・支給決定通知を受けること

Q2 県奨励金は、賃上げした人件費に対する助成なのか。

A2 賃上げを行ったうえで、生産性向上のために行った設備投資等に対する助成になります。
(生産性向上につながる設備投資の例)

- ・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化
- ・引上げリフト付き福祉車両の導入による、送迎に要する人員の削減

Q3 2023.12月に国助成金の交付決定を受けたが、県奨励金の対象となるか。

A3 2024.1.1以降に国助成金の交付決定を受ける必要があるため、対象外となります。

Q4 事業場内最低賃金を985円に引き上げて、国助成金を申請した。
あと5円引き上げれば、県奨励金の対象となるか。

A4 国助成金の交付申請時に990円以上の引上げを行うこととして申請いただく必要がありますので、対象外となります。

Q5 国助成金の交付決定を受けたが、県奨励金の申請は可能か。

A5 県への申請書の添付書類として、国助成金の支給決定通知書が必要です。
支給決定通知書を受け取ったあとに、申請をお願いします。

Q6 県奨励金のめ切までに、申請書類が全て揃わないかもしれない。
提出できる書類のみ用意して申請してよいか。

A6 申請書類が一式揃った状態でないと受理できません。

Q7 社会保険労務士が代理で申請書類を作成している場合、申請書の担当者欄は書類を作った社会保険労務士でよいか。

A7 県からの問い合わせに対応可能であれば、差し支えありません。

Q8 申請書の書き方で分からないところがある。

A8 「申請書記載例」と「申請時チェック項目」をご確認の上、ご不明な点がある場合は、県労働政策課までお問合せください。

■茨城県産業戦略部労働政策課

電話番号：029-301-3635（平日8:30～17:15）

Mail：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

Q9 国の業務改善助成金について知りたい。

A9 厚生労働省が設置しているコールセンターにお問合せください。

■業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（平日8:30～17:15）